

一般貨物自動車運送業における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	10~11	お客様宅にて引越梱包作業中にカッターにてダンボールを切ろうとしたところ、勢いよく膝を切った。	43	30~49
3	14~15	配達先の個人宅庭において、冷蔵庫が入っていた段ボール箱をカッターナイフで処理する作業中、誤って手を傷つけた。	20	1~9
7	10~11	電柱置場に於いて、電柱をおろす作業をする際ユニックにワイヤロープをかけておろすため、外側の電柱をバールを使用して、すき間を空けようとした。歯止めを施し、バールを抜いた時電柱が転がり、右手甲に乗り負傷した。	52	10~29
7	9~10	補充作業場にて、肩より高い位置にある商品を、PPバンドを持って下ろそうとしたが掴み損ねてしまい、右手に持っていた刃を出した状態のカッターで勢い余って左腕を切ってしまった。	50	500~999
7	4~5	敷地内において、トラックの荷台の荷物をかぎ棒で引いて降ろし、フォークリフトに積み替える作業中、自身の不注意により、かぎ棒が外れ、その反動で後ろ向きで倒れた。その際、停車していたフォークリフトのツメの部分に腰部を強打した。	67	1~9
7	14~15	自社整備工場内で、車両下部分で仰向け状態で作業中、ネジを回そうと力強く引いたときに工具が外れ、左目を強打した。	51	50~99
9	16~17	当社倉庫内に於いて、トラックの荷台より道具の荷卸し作業中、ジャッキを台車に置こうとした際、手が滑りジャッキが左足甲に落下し、左足甲を骨折負傷した。	23	30~49

9	14~ 15	被災者は超低温フリーザーの搬入設置作業中にしゃがんだ状態で作業していた時、その状態から立ち上がる際ズボンの右ポケットに入れていたカッターで誤って右腕を切ってしまい、負傷した。（尚、カッターの刃は2cm出ている、ズボンのポケットから外に貫通していた。ただし、当人はカッターの刃が出ている事に気付いていなかった。）	34	50 ~ 99
10	11~ 12	輸入系食品を扱う倉庫にて、段ボールカッターを用いて段ボールを開梱し、食品を集品中に、軍手を着用していなかった為、手を滑らせ、カッターの刃に右手親指付け根に当て、負傷した。	20	100 ~ 299
10	14~ 15	大型トラックにて、鉄板（1m×8m×1804kg×15枚）の搬送中、バランスの悪さと振動により荷崩れを起こしたので、道路脇に停車して荷台上で台木にバールを添えて鉄板を移動させようと力を入れた時に、バールが滑って右手第四指を台木との間に挟んで負傷したもの。	48	10 ~ 29
12	10~11	2件目の荷解き作業の客宅に到着し、養生後に荷下ろしを開始した。ネット付き毛布で梱包しているテレビの台の紐が固結びになっており、2人で紐を解こうとしたが、解くのが困難と判断したため、加害者は自分で持っていたカッターで紐を切った。荷解きの顧客からの要望で、急いで作業をしていたため、紐を切った勢いで、横にしゃがんでいた被災者の右足大腿部に切傷を負わせてしまった。	20	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html